

★生産緑地法の改正と農地等の相続税の納税猶予制度

平成29年4月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の市区町村の条例による最低面積の引き下げ（300㎡以上）や新たに「特定生産緑地」が設けられました。生産緑地地区の多くが指定から30年を迎える中、法改正が相続税の納税猶予制度にどのような影響を及ぼすかまとめました。（長掛栄一）

◎農地等の相続税の納税猶予制度（概要）

相続人が農地等を相続または遺贈により取得して農業を営む場合には、一定要件のもとに、特例農地等（相続税の納税猶予の適用を受ける農地等をいいます。）の価額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、次のいずれか早い日まで納税猶予されます。首都圏等の大都市圏の場合、納税猶予制度の適用を受けた農業相続人は終身農業を営み続けなければならない制度になっています。

＜相続税の納税猶予の期限等＞

相続開始日		H3. 12. 31 以前	H4. 1. 1～ H21. 12. 14	H21. 12. 15 ～H30. 8. 31	H30. 9. 1 以降	
平成3年1月1日 現在の三大都市圏 特定市の市街化区 域内農地	宅地化農地	20年	適用対象外			
	生産緑地		終身			
上記以外	農地 市街化区域		20年	20年	20年	終身
	生産緑地				20年	20年
	その他			終身		

◎生産緑地法改正の相続税の納税猶予制度への影響

令和4年には、生産緑地地区に指定されている区域の約8割が指定から30年を迎え、いつでも買取り申出ができる状況になります。三大都市圏特定市の市街化区域農地については、期間満了に際し新たに創設された「特定生産緑地」を選択するか否かで、今後の相続の際に農地等の相続税の納税猶予制度が適用できるかどうかが変わります。

特定生産緑地の選択	相続税の納税猶予制度	固定資産税の課税
選択した場合	適用可能	農地として課税
選択しない場合	対象外	宅地並み課税 (5年間の激変緩和措置あり)

三大都市圏特定市の市街化区域農地については、今後の相続の際に「特定生産緑地」を選択していないと農地等の相続税の納税猶予制度の適用が受けられないことになります。

※ 既に納税猶予制度の適用を受けている農業相続人については、「特定生産緑地」を選択しなかった場合でも、次の相続までは農業を終身営み続けている限り猶予は継続されます。

◎まとめ

農地等の相続税の納税猶予制度は、大都市圏の農家の多くがこれまで利用してきました。次世代が再度納税猶予制度の適用を受けるためには、新たに創設された「特定生産緑地」の選択が必須となります。

これまでの生産緑地地区の適用期限満了前に、これら制度の確認と「特定生産緑地」選択要否について適切な判断をするようにしたいものです。

また、納税猶予制度の適用にあたっては、相続税申告期限までに農業相続人が対象農地を取得する旨の遺産分割の確定と、農業委員会発行の「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」、「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」が必要になります。これらの手続には時間を要するため、遺言で納税猶予対象の農地の取得者を後継者となる相続人に指定しておくことも重要な対策のひとつと言えます。